

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

(日EU・EPA) ガイダンス

同一の製品の二回以上の輸送のための原産地に関する申告

(2020年1月31日版)

2020年4月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもEUの正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[EU-Japan EPA Guidance, Statement on Origin for multiple shipments of identical products](#)

<https://ec.europa.eu>, © European Union, 2019–2020

日 EU 経済連携協定 (EPA) ガイダンス

同一の製品の二回以上の輸送のための原産地に関する申告

1. 法的根拠

第三章：原産地規則および原産地手続

第三・十七条

1 —

2 原産地に関する申告については、附属書三-Dに規定する申告文のうち一の言語によるものを用いて、仕入書その他の商業上の文書（原産品について特定することができるよう十分詳細に説明するもの）上に作成する。輸入締約国は、輸入者に対して原産地に関する申告の翻訳文を提供するよう要求してはならない。

3 —

4 原産地に関する申告は、その作成の日から十二箇月間有効なものとする。

5 原産地に関する申告は、次のいずれかの輸送に適用することができる。

(a) 締約国に輸入される一又は二以上の製品の一回限りの輸送

(b) 締約国に輸入される同一の製品の二回以上の輸送（原産地に関する申告に記載する十二箇月を超えない期間内に行われるもの）

附属書三-D 原産地に関する申告文

原産地に関する申告は、次に掲げる複数の言語による申告文のうち一の言語による申告文を用いて、及び輸出締約国の法令に従って作成するものとする。当該原産地に関する申告が手書きである場合には、インキにより活字体で記すものとする。当該原産地に関する申告については、それぞれの注に従って作成する。

注は、再度記載する必要はない。

日本語による申告文

(期間.....から.....まで(注1))

この文書の対象となる製品の輸出者（輸出者参照番号.....(注2)）は、別段の明示をする場合を除くほか、当該製品の原産地.....(注3)が特恵に係る原産地であることを申告する。

(用いられた原産性の基準(注4))

.....
(場所及び日付) (注5)

.....
(輸出者の氏名又は名称 (活字体によるもの))
.....

- 注1 原産地に関する申告が第三・十七条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、十二箇月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は、記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄とすることができる。
- 注2 輸出者が特定される参照番号を記載する。欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。
- 注3 産品の原産地（欧州連合又は日本国）を記載する。
- 注4 場合に応じて、次の一又は二以上の記号を記載する。
- 第三・二条1(a)に規定する産品については、「A」
 - 第三・二条1(b)に規定する産品については、「B」
 - 第三・二条1(c)に規定する産品については、「C」（当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。）
 - 関税分類の変更の基準については、「1」
 - 非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）又は最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の基準については、「2」
 - 特定の生産工程の基準については、「3」
 - 付録三-B-1 第三節の規定の適用がある場合については、「4」
 - 第三・五条に規定する累積を適用する場合には、「D」
 - 第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には、「E」
- 注5 場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

2. ガイダンス

序論

同一の製品 (identical products) の二回以上の輸送のための原産地に関する申告は、最長 12 ヶ月を限度とする期間にわたる同一の製品の貨物について有効な申告となる。二回以上の輸送のための原産地に関する申告により、所定の期間内において、個々の貨物ごとにそれぞれの商業書類上に付す別々の申告に代わり、全ての製品を対象とする 1 つの申告のみが必要となるため、生産者を含む輸出者が同一の製品を発送することを容易にする。

原産地情報に関する申告の使用にかかる全般的な説明については、次の原産地に関する申告のガイダンスで確認することができる。

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/eu-japan-epa-guidance-statements-on-origin.pdf

二回以上の輸送のための原産地に関する申告は、同一の製品に対してのみ有効である。ここで同一の製品とは、製品の説明に記載される内容とあらゆる点で一致し、同じ状況下でその原産性の資格を得る製品を意味する。したがって、二回以上の輸送のための原産地に関する申告の作成に使用される商業文書上の製品の説明は、当該製品のみでなく、当該申告が対象とする、続いて輸入される同一製品も明確に特定できる程度に十分正確でなければならない。

使用期間

二回以上の輸送のための原産地に関する申告には、三つの日付を記載するものとする：

- a) 作成日 (発行日)；
- b) 期間の開始日 (開始日)；
- c) 期間の終了日 (終了日)、開始日から 12 ヶ月を超えてはならない。

発行日 (日 EU・EPA 附属書 3-D の脚注 5 を参照) は、開始日以前の日付とする。

同一の製品の二回以上の輸送のための原産地に関する申告は、当該申告において示される開始日や終了日、あるいはその間に受理される輸入申告についてのみ、関税上の特惠待遇の根拠として使用することができる。

特惠待遇を要求する際の二回以上の輸送のための原産地に関する申告の利用方法

関税上の特惠待遇を要求するための手続きは、その要求が一回限りの輸送あるいは同一の製品の二回以上の輸送のいずれのために作成された原産地に関する申告に基づくかどうかで、若干異なる。

開始日に使用される二回以上の輸送のための原産地に関する申告は、その使用の開始日および終了日の両方を示すものとする。申告の開始日から終了日までの間の同一の製品に対する関税上の特惠待遇の要求に関する二回目以降の要求は、この初回の申告に基づいてなされるものとする。

この目的のため、初回の申告への参照は、データ要素 (Data Element) 2/3 (作成文書、証明書類および認可、追加の参照) (Documents produced, certificates and authorisations, additional references.) の下で「追加の参照」として含めるものとする。有効期間内での申告の最初の使用、および二回目以降の申告の両方に対して使用されるコードは、「U111」となる。

さらに輸入者は、有効な期間内の二回目以降の貨物について、同一の製品に関する商業書類の記録を保有するものとする。かかる二回目以降の貨物のための商業書類には、原産地に関する申告を含む必要はない。

二回以上の輸送のための原産地に関する申告の撤回

二回以上の輸送のための原産地に関する申告は、当該使用に関する条件が満たされなくなった場合、輸出者により撤回されなければならない。当該撤回は、二回以上の輸送のための原産地に関する申告の原本と関連づけて文書化されなければならない。撤回が文書化された後、引取られた製品が再び原産品となる場合、原産地に関する新たな申告が作成されなければならない。

遡及的な利用

EU において、関税上の特惠待遇のための申告は通常製品の輸入時に行われるが、以前の輸入に関連する関税の還付 (repayment) または減免 (remission) の要請にも関係することがある。そのような以前の輸入に関連する関税上の特惠待遇のための申告は、遡って作成された二回以上の輸送のための原産地に関する申告に基づくことができる¹ (原産地に関する申告についてのガイダンス参照)。

特惠待遇のための申告が有効な原産地に関する申告に基づかなければならないことから、当該申告の期間の開始日を発行日よりも前にして、同申告が過去に遡って有効であるよう

¹ 訳注：過去の輸入申告について関税上の特惠待遇のための申告を行う場合、関税の還付申請を行う時点で有効な原産地に関する申告が必要である。詳細は「原産地に関する申告」ガイダンス仮訳 8 ページ「原産地に関する申告の有効期限」「原産地に関する申告の遡及的作成」参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/guidance5_201912.pdf

に作成することはできない。これは、未だ発行されていない、すなわちその時点で存在していない申告に基づいて、特惠待遇が申告される状況につながり得るからである。

例：

許可されないケース：

産品は 2019 年 4 月 1 日に輸出

特惠待遇は、2019 年 5 月 1 日の輸入の際に申告される

二回以上の輸送のための原産地に関する申告は 2019 年 6 月 1 日に輸出者により作成されたが、適用期間について 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 2 月 29 日までと記載

このケースは、申告時点（2019 年 5 月 1 日）で原産地に関する申告が有効でないために、成立しない

許可されるケース：

産品は 2019 年 4 月 1 日に輸出

特惠待遇は 2019 年 6 月 1 日の輸入の際に申告

二回以上の輸送のための原産地に関する申告は、適用期間を 2019 年 5 月 1 日から 2020 年 4 月 30 日までと記載し、輸出者が 2019 年 5 月 1 日（つまり輸出後）に作成

記録保管要件

二回以上の輸送のための原産地に関する申告は、関税上の特惠待遇の要求が行われる時点までに輸入者の記録に存在している必要があり、仕入書、あるいは当該申告文を要求の根拠として使用することができるような産品の数量を特定するその他の商業上の文書に添えられている必要がある。

記録保管要件に関して、二回以上の輸送のための原産地に関する申告を保管する期限は、有効期間の終了日から計算されるものとする。

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569